

国立大学法人鳴門教育大学企画戦略室設置要項

平成22年 3月24日
学 長 裁 定
改正 平成22年 8月 3日
平成26年 3月31日
平成27年 4月 6日
平成28年 4月12日
平成29年 4月 1日
平成31年 3月29日
令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1 本学の重点的な施策の推進及び調整、並びに基本的施策に関する調査研究を実施することを目的として、国立大学法人鳴門教育大学企画戦略室(以下「企画戦略室」という。)を置く。

(組織)

第2 企画戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事(教育・改革・国際担当)
- (2) 副学長(評価担当)
- (3) 学長が指名する特命補佐
- (4) 企画調整役
- (5) その他業務に関し学長が必要と認める者

2 前項のほか、企画戦略室が必要と認める場合は、オブザーバーを置くことができる。

(室長)

第3 企画戦略室に室長を置き、理事(教育・改革・国際担当)をもって充てる。

2 室長は、企画戦略室の業務を統括する。

(室長補佐)

第4 企画戦略室に室長補佐を置き、副学長(評価担当)及び企画調整役をもって充てる。

2 室長補佐は、室長を補佐する。

(業務)

第5 企画戦略室は、次の業務を行う。

- (1) 国立大学法人鳴門教育大学(以下「本法人」という。)の重点施策、大学改革の企画及び戦略に関すること。
- (2) 情報の提供及び分析を通じた本法人の計画策定、意思決定等の支援(IR: Institutional Research)に関すること。
- (3) その他本法人の施策に関し必要と認めること。

(タスクフォースの設置)

第6 企画戦略室に、タスクフォースを置くことができる。

2 タスクフォースは学長が指名する者をもって組織する。

3 タスクフォースの活動状況については、企画戦略室に報告するものとする。

(事務)

第7 企画戦略室の事務は、経営企画戦略課が処理する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年8月3日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月6日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。